

# 熊本に就職する若者の奨学金返還や赴任費用等を支援します！

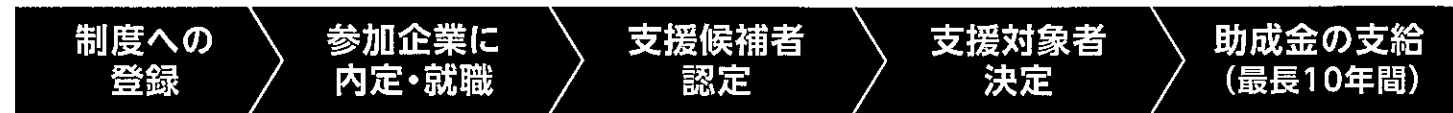
支援メニュー	支援対象者	支援内容(設定上限金額)	支給時期
①奨学金支援枠I	対象奨学金利用者 [大学院修了者等]	奨学金返還の支援 (456万円)	就職後10年間に 分けて支給
②奨学金支援枠II ※中小企業等が対象	対象奨学金利用者 [大学院修了者等・4年制大学卒業生等]	奨学金返還の支援 (院卒等456万円、大卒244.8万円)	就職後10年間に 分けて支給
③熊(ゆう)ターン応援枠	対象奨学金を利用していない者等 [大学等の卒業生、社会人経験者(県外)]	赴任費用の支援 (20万円) 研修等費用の支援 (30万円)	就職1年目、 5年目に支給

※利用可能な支援メニューや人数、支援金額は、参加企業により異なります。 ※支援金額は設定上限の範囲内で参加企業が設定します。

## 登録から支援までの流れ

(奨学金支援枠I・IIの場合)

### 就労・奨学金返還を継続



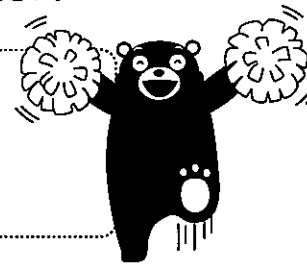
※各手続きの時期等については、登録者に別途お知らせします。

## 登録対象者(2023年度就職者の場合)

以下の全てに該当することが必要です。支援メニューごとにも要件がありますので、募集要項を必ずご確認ください。

● ア～エのいずれかに該当する者(新卒者等)であること。

- ア 新卒予定者:4年制大学、6年制大学又は大学院に在学中で、2022年度に卒業・修了予定の者
- イ 既卒者:2019年度以降に大学等を卒業した者
- ウ 社会人経験者(県外):2021年6月1日時点で熊本県外に在住している社会人経験者であり、2022年4月1日時点で35歳以下の者(1986年4月2日以降に生まれた者)
- エ 上記ア～ウに準じると認められる者



- 登録申請時点で参加企業に就業していないこと。
- 登録申請時点で参加企業への就職が内定又は決定していないこと。
- 2023年度に参加企業に就職した場合、概ね10年以上継続して就業することを希望すること。
- 参加企業への就業期間中、熊本県内に居住する意思があること。(県外支店勤務に伴う転居等を除く。)
- 熊本県医師研修会等を受給していないこと。
- 同居家族が代表者又は役員を務める企業等に就職する予定でないこと。
- 参加企業に就職が決定した場合に制度を利用することを希望すること。
- 参加企業が採用のために実施する企業説明会等への参加を積極的に検討すること。
- 登録後、県が電子メール等で発信する企業情報等を受け取ることに同意すること。

## 支援の対象事例

### Aさんの場合 (奨学金支援枠II)

- 21歳、宇城市在住
- 2023年3月に熊本県内大学卒業予定
- 日本学生支援機構第1種奨学金を利用中



2021年	8月	制度に登録
2022年	10月	参加企業に内定
2023年	4月	参加企業に就職、奨学金の返還開始
2024年 ~2034年	4月 3月	年に1回助成金を受給(計10回)

### Cさんの場合 (熊ターン応援枠)

- 22歳、熊本市在住
- 2023年3月に熊本県内大学卒業予定
- 奨学金は利用していない



2021年	11月	制度に登録
2022年	12月	天草市の参加企業に内定
2023年	4月	参加企業に就職し、熊本市から天草市への引越費用等を受給
2027年	8月	就職から5年が経過。東京で実施される長期の研修を受講し、宿泊費等を受給

### Bさんの場合 (奨学金支援枠I)

- 26歳、関東在住
- 2021年3月に関東の大学院を卒業
- 日本学生支援機構第1種・第2種奨学金を返還中



2021年	3月	大学院を卒業後、アルバイトをしながら奨学金の返還を開始
2022年	12月	制度に登録
2023年	5月	参加企業に内定
2023年	7月	参加企業に就職
2024年 ~2034年	7月 3月	年に1回助成金を受給(計10回)

### Dさんの場合 (熊ターン応援枠)

- 33歳、関西在住
- 奨学金は全額返還が完了している



2023年	5月	結婚を機に熊本への移住を検討しており、制度に登録
	7月	参加企業に内定
	9月	参加企業に就職し、引越費用等を受給
2027年	10月	就職から5年が経過。自己研鑽のため業務に関連する海外の先進地視察の研修を自ら企画し、その旅費を受給

## よくある質問

- Q 奨学金返還の支援は、いつ、どのような形で受けられますか?
- A 参加企業へ就職後、10年間に分けて奨学金返還のための助成金を年1回支給します。支給の開始は就職翌年度からです。
- Q 返還支援の対象となる奨学金は何ですか?
- A 返還支援の対象となる奨学金(対象奨学金)は以下の奨学金です。これらの奨学金以外の貸与型奨学金は「奨学金支援枠I」及び「奨学金支援枠II」の対象にはなりません。
- ① 日本学生支援機構第1種奨学金
  - ② 日本学生支援機構第2種奨学金
  - ③ 熊本県育友資金(大学貸与)
  - ④ その他知事が認める貸与型奨学金

なお、「④その他知事が認める貸与型奨学金」については、市町村等が貸与する奨学金が対象となる場合がありますので、返還支援を希望される場合は、登録の申請をする前に個別にご連絡ください。また、対象奨学金を利用されていない方もしくは全額返還が完了している方は「熊(ゆう)ターン応援枠」を利用することができます。

- Q 熊(ゆう)ターン応援枠の「赴任費用」「研修等費用」とは何ですか?いつ、どのような形で受けられますか?
- A 「赴任費用」は、支援対象者が参加企業に就職した際に発生した運送費(引越代)等に係る費用であり、就職1年目に支給します。「研修等費用」は、支援対象者のスキルアップに資する研修等(業務に関連する講義等の受講や先進地見学など)に係る費用であり、就職5年目に支給します。
- Q 熊(ゆう)ターン応援枠はUターン者のみが対象ですか?
- A Uターン者に限らず、県内の大学生や県内在住の既卒者も対象となります。
- Q 本制度に登録すると、他の企業への就職活動に制限が生じますか?必ず参加企業に就職しなければならないのですか?
- A 就職活動はあくまでも自由意思に基づくものであり、登録することによって就職活動が制約されることはありません。また、登録することによって、参加企業に就職しなければならないということもありません。

## 登録方法

ウェブサイト「くま活サポート」から登録をお願いします。

申請期間

2023年4月就職予定者(2023年度新卒求人枠の就職者等)の場合  
2021年6月1日から参加企業への採用内定前日まで  
ただし2023年2月28日以前に申請すること。

左記以外の方(2023年度中途採用の就職者等)の場合  
2021年6月1日から参加企業への採用内定前日まで  
ただし2023年12月28日以前に申請すること。

ウェブサイト

「くま活サポート」

本制度についての情報(制度内容、募集要項、申請書類等)を掲載しています。参加企業の情報も随時掲載・更新していますので、ぜひご覧ください。

<https://www.kumakatsusupport.pref.kumamoto.jp>



お気軽に  
お問合せ  
ください!

熊本県企画振興部企画課 政策班

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 TEL:096-333-2018 FAX:096-382-4066

E-mail: kumakatsusupport@pref.kumamoto.lg.jp